

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年3月8日付けで行った部分開示決定において、異議申立てのあった「埼玉県男女共同参画審議会第6期委員候補者の選任」の中の「性別」欄を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年2月28日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し次の開示請求を行った。

第6期埼玉県男女共同参画審議会委員公募に関して、①応募状況、②公募委員候補者リスト及び③ ②を含む同期委員候補者リスト

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として次のア及びイの文書を特定した。

ア 「埼玉県男女共同参画審議会第6期公募委員候補者」（以下「本件対象文書1」という。）

イ 「埼玉県男女共同参画審議会第6期委員候補者の選任」（以下「本件対象文書2」という。）

(3) 実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2について、次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

ア 本件対象文書1のうち、「住所」、「年齢」及び「性別」欄については、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。

イ 本件対象文書2のうち、「性別」欄については、条例第10条第1号に該当するため不開示とする。

(4) 申立人は、平成24年4月4日付けで、実施機関に対し、上記（3）イの不開示

について、その取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月29日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、申立人から、平成24年7月13日に意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年8月3日に実施機関の職員から意見聴取を行うとともに補充理由説明書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成24年10月2日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県男女共同参画審議会委員名簿（20名）のうち、実施機関が開示とした「性別欄」は、条例10条の開示情報に該当しない。また、委員候補者本人は自己の性別の公表・開示に同意するはずである。
- (2) すでに委員の氏名が開示され、会議を傍聴すれば、座席表により、当該氏名の委員の容姿が新たに判明し、視覚的に個人が特定されるが、その状況において、新たに性別情報が明らかになったからといって、個人識別性に変化が生じるわけではない。
- (3) 処分庁は、性別情報は年齢情報と同様にプライバシー情報である旨を主張したいのだと思うが、通常、容姿から性別は推認でき、またプライバシー性は、この会議の状況の中においては、認められないと思う。たとえば、議長が「女性の立場からのご意見はいかがですか」と発言することも考えられる。
- (4) 会議の委員への女性登用状況を正確に知るためには、個々の委員の性別が明らかにされる必要がある。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 名簿の「性別」は条例第10条第1号ただし書きの「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも、同号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも当たらないし、同号ただし書きの「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも当たらない。

一般に「性別」は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報と考えられる。名簿の部分開示決定については、氏名を開示しており、その性別についても相当の蓋然性で推察されるものの、あくまでも推察に過ぎず、必ずしも氏名、ヘアスタイル、服装で性別が明らかになるものではない。

- (2) 市町村の長代表として選任された委員2名に係る「性別」欄については、当該委員は県内市町村の長であり、公職選挙法の規定に基づき各々候補者として届ける際に、「氏名」「住所」とともに「性別」を告示する。そのため、当該委員の「性別」はすでに公にされている情報であり、条例第10条第1号ただし書きに該当するため、開示情報とした。

- (3) 申立人は「当該委員本人は自己の性別の公表・開示に同意すると思う」と主張しているが、「性別」は条例の「解釈と運用」において個人に関する情報の具体例として記載されている。また、一般にプライバシーとは、個人の①自己自身、②家族、家庭生活等の私的な生活領域又は生活状態、③他人との交流又は関係及び④諸活動に係るものであって、他人の接近、侵入、干渉等から自由でありたい、他人に知られたくない、他人に誤解されたくない、又は他人に公開されたくないという、一般人の感受性を基準として、本人が欲するであろうと考えられるものをいうのであって、本県においては、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報の内容いかんを問わず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて当該情報を原則として開示しないものとして取り扱う方式を採用している。

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものについても、個人を識別することができる情報に含まれるという考え方に立って、首長を除く委員の性別を不開示とした。

- (4) 条例第10条第1号ただし書きイでは、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開するとしている。「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、一般に公

にされている、又は公にすることが予定されている情報であり、これを開示しても、一般的に個人の権利利益を侵害するものではないと認められる情報をいうが、具体的には「審議会委員の氏名」などが挙げられる。

- (5) 申立人は、「容姿から性別は推認でき、プライバシー性は認められない」と主張しているが、審議会等の会議の中でもプライバシー性は認められる。また、「個人に関する情報」とは個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。個人の嗜好に基づく服装やヘアスタイルはあくまでも性別を推察する材料に過ぎない。
- (6) また、申立人は、「会議の委員への女性登用状況を正確に知るためには、個々の委員の性別が明らかにされる必要がある」旨主張する。この点については、「女性委員の割合…65%（13名／20名）（第5期は60%）」と記載されており、この部分は開示情報であるため、女性委員の登用状況は容易に知ることができる。

5 審査会の判断

(1) 埼玉県男女共同参画審議会について

埼玉県男女共同参画審議会は、男女共同参画の推進に関する、基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議などを行うために、埼玉県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき設置されているもので、委員の任期は2年、定数は20人以内とされている。

(2) 本件異議申立ての対象文書について

本件異議申立ての対象文書は、本件対象文書2である。この文書は、第6期埼玉県男女共同参画審議会委員に関する公募委員4名を含む、20名の委員候補者名簿である。当該名簿には、学識経験者、市町村の長など委員の「区分」、「委員候補者氏名」、「所属・役職等」、「性別」が、また、欄外に「任期予定」、「女性委員の割合」が記載されている。

実施機関はこのうちの「性別」欄を条例第10条第1号に該当するとして不開示としている。

なお、市町村の長代表として選任された委員2名の「性別」欄については、当該

委員が県内市町村の長であることから、公職選挙法の規定に基づき各々が候補者として届出しており、その届出の内容である「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」などが告示されている。このため、「性別」は、「氏名」などとともすでに公にされている情報であり、条例第10条第1号ただし書ハに該当するとして開示している。

(3) 本件異議申立てについて

申立人は、本件対象文書2について実施機関が不開示とした「性別」欄は、条例第10条第1号の不開示情報に該当しないとして異議申立てを行っているため、当該「性別」欄の条例第10条第1号該当性について検討する。

(4) 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示としている。

ここで、「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味するものであり、具体的には、氏名、性別、生年月日、住所などの基本的事項のほか、思想、信条等に関する情報である支持政党、宗教、趣味・嗜好など、また、社会的地位及び活動に関する情報である職業・職種・職歴等、地位、学歴などや心身に関する情報である健康状態、容姿、病歴など、様々なものが多岐にわたり含まれている。性別は、基本的事項に関する情報の1つとしてあげられているものである。

また「その他の記述等により特定の個人を識別することができる」とは、「氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができないが、当該情報に含まれるいくつかの記述等を組み合わせることにより特定の個人を識別することができる場合をいう」とされている。

上記より、性別は個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもので、条例第10条第1号本文に該当する。

なお、市町村の長代表として選任された委員2名を除く委員の性別は、同号ただ

し書イの「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえず、同号ロ及びハにも該当しないものである。

(5) その他

本件において申立人は「委員候補者本人は自己の性別開示に同意するはずである。」と述べている。

しかし、性別は上記(3)のとおり個人に関する情報であり、条例第10条第1号は、個人の尊厳という憲法原理に立脚し、個人のいわゆる「プライバシー」を最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報を原則として不開示として扱うことを定めていることから、「委員候補者本人が自己の性別開示に同意するかどうか」という問題とはいえない。

また、本件においては、すでに氏名は開示されており、容姿から性別についても相当程度の蓋然性で推認されたとしても、それはあくまで推認の域を出るものではなく、条例第10条第1号の趣旨を勘案すれば、実施機関の主張は妥当である。

さらに、申立人は、「会議の委員への女性登用状況を正確に知るためには、個々の委員の性別が明らかにされる必要がある。」とも述べているが、女性委員の登用状況は、本件対象文書2の最下段に「女性委員の割合」として記載されており、委員の個々の性別を明らかにしなければならない必然性は認められず、実施機関の主張は妥当である。

申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月29日	諮問を受ける（諮問第234号）
平成24年 5月29日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 7月13日	申立人から意見書を受理
平成24年 8月 3日	実施機関から説明、補充理由説明書の提出及び審議 （第一部会第75回審査会）
平成24年 8月23日	審議（第一部会第76回審査会）
平成24年10月 2日	申立人の口頭意見陳述及び審議 （第一部会第77回審査会）
平成24年10月30日	審議（第一部会第78回審査会）
平成25年 1月10日	審議（第一部会第79回審査会）
平成25年 2月19日	審議（第一部会第80回審査会）
平成25年 3月18日	答申（答申第184号）